

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

9条の会 ニュース No.51 2016年8月発行



2014.5.1 第85回 筑波学園都市連絡メール会議

〒300-2667 つくば市中別府591-7

電話/Fax 029-847-3884

<http://peace.arrow.jp/tsc/>

2016年7月30日に開催された『第20回講演と対話の集い』において、「戦争する国づくりと軍事研究の実態」を主題として、各研究機関の状況が様々な侧面から報告されました。集会では、主に「軍学共同」の問題に関連して、日本の科学者の代表機関である「日本学術会議」の独立性を損なう動きに対して、危機感を持って議論されました。特に最近浮上した防衛省の研究公募支援に関する議論で、日本学術会議会長提案の下に進められている「安全保障と学術に関する検討委員会」について、従来の平和主義から大きく逸脱する危険があることが指摘されました。会場での議論を経て、集会参加者から、研・学9条の会として日本学術会議「検討委員会」の実態を明らかにする『見解』を表明することが要請されました。

「軍学共同」に関する学術会議の検討委員会についての見解

防衛省が発足させた「安全保障技術研究推進制度」に関わって、日本学術会議は大西隆・会長の提案により「安全保障と学術に関する検討委員会」を設け検討を開始しています。提案では“個別的自衛権”を掲げ、国の“安全保障に寄与する”ことを要請し、“軍事研究に係る行動規範”的策定を促しています。また、軍事研究成果の利用における“善用と悪用”(デュアルユース)を示唆しています。(2016.7.27毎日新聞寄稿)

なお、大西隆氏は日本の科学技術政策に深く関わっている総合科学技術・イノベーション会議(議長:安倍総理大臣)の議員も兼ねていることを指摘する必要があるでしょう。

日本学術会議はその創設(1949)に当たり、日中太平洋戦争の間に科学者がとった態度について強く反省し、「人類の平和のため学術の進歩に寄与すること」、「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わないこと」を決意表明しました。その後、第6回総会(1950)でも「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない」決議の表明(声明)、さらに、第49回総会(1967)では「軍事目的のための科学的研究を行わない声明」を表明しています。これらの声明は、今でもその重要性を失っていません。

大西会長は“自衛目的に限定”した兵器研究と主張していますが、自衛のみという兵器は成り立たず、軍事研究は必然的に大量破壊・大量殺戮兵器開発に行き着きます。科学者・技術者が殺傷・破壊兵器に手を染めることは決して許されることではありません。「集団的自衛権容認」を閣議決定し、「日米軍事協力指針改定(新ガイドライン)」に応じて「安全保障法制(戦争法)」を強行採決した状況下では一層明白です。一方、“学術会議声明を堅持し”とも述べていますが、これは明らかに欺瞞としか受け取れません。軍事研究は第一に戦争目的に叶う成果を求めるもので、これにデュアルユースとして“善用と悪用”という概念を当てることは、本質を歪曲し議論を誤りに導くものと言えるでしょう。

軍事研究が科学の新しい概念を生み、新しい展望を拓いたことはありません。また、軍事研究を否定すれば科学研究を阻害すると考えることは誤りです。逆に、軍事研究はその本性から研究の自主性を損ない、成果の公開を制約します。そして、多額の軍事研究費は一般科学的研究を圧迫し、その発展を阻害します。われわれは戦後一貫して研究成果の軍事利用を否定し、それに厳しい監視の目を持ち、軍事研究と関わることを禁じてきました。原子力研究を開始(1955)するに当たって、日本学術会議は同年第18回総会において、原子力研究における「平和利用三原則:研究の民主的な運営、日本国民の自主的な運営、一切の情報の完全公開(声明)」を表明しました。この声明は、今でも原子力研究のみならず全ての研究において、研究者の規範となっていることを改めて銘記しなければなりません。

日本国憲法の下、われわれは世界の諸国民と互いの信頼を築き、世界の平和に寄与してきたと自負しています。国の平和と安全を守り、国民の生活を豊かにし、福祉を達成する途は憲法に反する軍事同盟、それを支える「戦争法」のものにはありません。世界諸国民と共に、いかなる軍事同盟に組むことなく、世界の平和に寄与する安全保障の強化を図ることこそ、我が国の安全を保障するものと考えます。

研究者・技術者を軍事研究に組み入れようとする防衛省の企てに対して、日本学術会議「検討委員会」は、これまでの規範となる声明を再確認することこそが望まれることです。これらの声明を見直すことは、学術会議の存在を否定することに繋がります。科学研究の基本に立ち返り、真理の探究と人類の福祉に貢献し、成果の悪用に加担せず、市民社会の一員として責任を果たすことこそ、真に求められます。

『軍学共同』に関する学術会議の検討について

高松邦夫 (研・学9条の会、KEK 九条の会)

[日中太平洋戦争] 19世紀の暮れ、ほぼ120年前、アジアで唯一の植民地保有国となり、世界の一流国・強国入りを目指した日本国は、朝鮮(韓国)併合、満州国(中国東北)建国、国際連盟脱退を図り、顕著になった日本軍国主義の台頭のもと、日本国はアジア諸国に侵略、支配を試み、日中太平洋戦争の間アジアにおいて日本軍は二千万人を超える人々を殺戮し、"撃ちてし止まむ"・"一億一心火の玉だ"・"滅私奉公"・"欲しがりません勝つまでは"これら標語の下で、二百万人以上の日本軍兵・将を死に追いやる、全国民を極限の苦しみに曝し、数十万人の国民に死をもって報國を強いた。

[学術会議声明] 大戦終結後、日本学術会議はその創設に当たって『…我々はこれまでにわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、我が国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである。…日本国憲法の保障する思想と良心の自由、学問の自由、言論の自由を確保するとともに、科学者の総意の下に、人類の平和のためあまねく世界の学会と提携して、学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期する。…』と声明を発した(1949年)。軍からの研究支援が増大する世界的潮流の中で、創設声明を受けて、学術会議は1950年、第6回総会で「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明(声明)」を発した。さらに、米軍等の研究費援助など科学的研究が阻害される厳しい状況にある中、重ねて、1967年、第49回総会において「軍事目的のための科学的研究を行わない声明」を発した。これらの声明は今もその重要性と輝きを失っていない。

[学術会議会長提案と検討委員会] 今、これら声明の見直しを行うことが学術会議会長から提起され、学術会議が検討委員会を設けその検討に入ったことにわれわれは深く憂慮している。内外の政治・経済・社会・文化・学術の現況において、これら声明の再確認をすること、今要請されていることこそあれ、これらの見直しを行うということはこれらの考えを否定することに直接繋がることであり、われわれは学術会議の見直し検討に強く反対する。

防衛省が2015年から研究者を対象に軍事研究への協力計画、「安全保障技術推進制度(軍学共同)」を公募したことに関わり、検討委員会審議開始に当たって、大西隆学術会議会長は“個別的自衛権”を掲げ、国の“安全保障に寄与する”ことを要請し、“(学術会議には)軍事研究に係る行動規範がないこと”を挙げ指針の策定の審議を促した。その際、軍事研究成果の使用における“デュアルユースの問題”をあげ、その語に“善用と悪用”を当てる考え方を示している。(引用符を用いた引用は2016年7月27日毎日新聞「論壇」所収に拠る。)ここで、防衛省が推進する「安全保障技術推進制度」は、最先端技術の速やかな軍事転用を図る国防高等研究局(DARPA、米国防

総省内局)の活動を模倣したものであることは、十分、留意に値する。

[国の安全保障] 一昨年、安倍内閣が「集団的自衛権容認」を閣議決定した。日本国憲法に違反し、軍事同盟締結に途を拓くものとして大多数の憲法学者及び大多数の国民が反対していることは周知のことである。昨年春には、「日米軍事協力指針改定(新ガイドライン)」締結の下、国会において「安全保障法制(戦争法)」を強行成立させた。日米軍事同盟を強化し、それを実施に移すものである。軍事研究に参画することは、会長の提案説明を超え、軍事同盟下、世界的規模で戦争に参加することを要請していることに他ならない。提案にあっては言い訳のように“自衛目的に限定”した自衛隊武装の強化に貢献することを要請し、自衛目的であれば軍事研究が許されるかの論が述べられている。人の殺傷を目的とする兵器にあって、あたかも、自衛のみの兵器があるかの錯覚を与えてはいるが、近代戦にあってはそのようなものは存在しない。そればかりか兵器の威力の最大限発揮を目指し、相手を圧倒し、制圧を目指す。兵器の開発は大量殺傷・大量破壊に行き着かざるを得ない。国際的に化学・生物兵器の禁止条約がすでに締結されているが、「抑止力」を盾に、核保有大国の頑強な抵抗に遭い、核兵器がいまだに禁止されていない。一方で抑止力には先制攻撃の裏打ちがあることを知らなければならない。集団的自衛権容認と新ガイドラインが導いた「戦争法」の上で、自衛のためだけの兵器研究参加を是と主張することは情勢認識の不理解も甚だしい。提言の中で会長は、上記学術会議諸声明を堅持するとも述べる。これは議論のうえの詐欺であろう。学術会議会長として資質が厳しく問われる。

[デュアルユース] 会長は提案に際し、軍事研究成果の利用における“善用と悪用”を述べる。科学研究成果の利用におけるデュアルユース(人類の福祉に貢献する使用とそれに反する使用の二面性のこと)であって、学術会議は“両義性”的訳語を充てる)は一般科学的研究における研究成果の利用に関わって、特に生命科学研究に関わった研究者の倫理性の問題として、長く議論されてきたもので、軍事研究に関わっては、一般研究成果の軍事利用と民生利用の問題の意として論じられ、一般民生研究成果の軍事利用への危惧が主題となっているものである。軍事研究は紛れもない兵器開発研究であり、従つて、軍事研究においてその成果がたまたま、民生利用されることがあるということに過ぎず、軍事研究においてその二面性を論じること本来の議論から外れることであろう。軍事研究から派生した研究技術成果の民生利用は、特に戦後に一層進展し、このような例は、勿論、数多くみられるが、しかし、これをもって軍事研究が必要であると論じることは、本末を転倒した議論であって、考えを誤りに導くものであろう。軍事研究は無限に近い人力と財力を注ぎ込んで、効率を無視してうえで、効果のみ追及した結果の上に生まれた成果であって、民生利用はそのほんの一滴の分け前を得たようなものである。兵器開発研究に関わった本質的な成果でなく、当初から一般研究とし

て行われ、それから得られる研究成果において十二分に期待できるものである。更に、軍事研究を禁止すると科学の発展を阻害し、停滞させると議論する考えが述べられる。近代科学的研究の歴史の中で、軍事研究が科学の新しい概念を生み、科学の新しい分野を拓いたことは無い。軍事研究を禁止すると科学的研究を阻害するという議論は故意に科学的研究の歴史を曲解しようとするものである。軍事研究は、その曲解とは逆にその有する本性から、科学的研究を阻害する。相手より優位に立つことを至上命令とする兵器研究は必然的に秘匿性を要請し、また、研究主題の選択を制約する。科学的研究にあっては自主性と共に研究成果の公開は至上命令である。防衛省の「軍学共同」は公募においては研究範囲を限定され、その上、研究成果の公開は「原則」的にしか保証されていないとする。成果の公開は事前の検討を前提にしている。軍事研究の持つ本性は無限に近い研究費を費消し、その上に、自主性と公開の原則を奪う。結果として、一般研究を抑圧し、研究者の自主性と自由奪われ、研究成果の公開性を失う。

[原子力平和利用三原則] 広島に続く長崎に二発の原子爆弾を受けた我が国における原子力研究開始(1955年)に際して、日本学術会議は同年第18回総会において、核兵器研究を拒否し、原子力研究における「平和利用三原則—研究の民主的な運営、日本国民の自主的な運営、一切の情報の完全公開」を声明した。この声明は、以降、原子力研究のみならず全ての研究において研究者の規範となっている。このことを、改めて、銘記しなければならない。

[集団安全保障] 先に自衛のみの兵器開発はあり得ず、研究開始当初の状況が如何なるものであれ、軍事研究は必然的に大量破壊・大量殺戮兵器に行きつかざるを得ないことを述べた。殺傷・破壊兵器に手を染めることは科学者・技術者として許されることでない。日本国憲法の下われわれは世界の諸国民と信頼を築き、世界の

平和に寄与してきたと自負する。憲法に違反する「集団的自衛権行使」を容認の上、軍事同盟を一層強化し、「戦争法」のもとに経営を図ることが国の平和と安全を守り、国民の生活を豊かにし、福祉を達成する途ではない。二度の世界大戦の経験を経て、世界の諸国は国連を初めとして「集団安全保障」の途を拓いてきた。世界諸国民と共に、非軍事・平和的解決を旨とする、「集団安全保障」の枠組みの強化を図ることこそが我が国の安全を保障するものである。

[科学者の社会的責任] この時点にあって、新ガイドラインに基づいて、我が国の研究者の取り込みを図る防衛省の企図について、学術会議は上記諸声明の再確認をすることこそが望まれていることである。現下の情勢にあって、何れの考えであれ、それらを見直す試みはそれらを否定することに繋がる。今現内閣において、日本国憲法の改定を提起する試みが語られていると伝えられる。そこでは第九条の廃棄、基本的人権の制約、地方自治等民主主義の制限が記され、また、国防軍の創設が記されている。明らかに現憲法の全否定となっている。憲法改定を考え、仮に何れの考えに基づくことであったとしても、今改定を行おうとする試みは憲法に規定した「個人の尊厳」、「基本的人権」、「平和条項」、「民主主義」の否定に直結する。軍事研究に関与しないとした学術会議声明を見直すことは、現状下では、憲法改定の動きと呼応して走ることになる。科学的研究の基本に立ち返り、真理の探究と人類の福祉に貢献、成果の悪用に加担せず、市民社会の一員として責任を果たすことこそ期待されていることである。

「第20回講演と対話の集い『大学・研究所の軍事研究の実態“戦争する国づくりと軍学共同の動き”』(2016年7月30日、研・学9条の会主催)」における報告及びそれに基づく討論において各研究機関の現状と考えが語られ、また、議論された。多くの示唆を得、啓発された。(以上)

2016年8月12日 記

日本学術会議発足にあたっての声明(1949年1月)

われわれは、ここに人文科学及び自然科学のあらゆる分野にわたる全国の科学者のうちから選ばれた会員をもって組織する日本学術会議の成立を公表することができるのをよろこぶ。そしてこの機会に、われわれは、これまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである。そもそも本会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とするものであって、学問の全面にわたりそのになう責務はまことに重大である。されば、われわれは、日本国憲法の保証する思想と良心の自由、学問の自由、及び言論の自由を確保とともに、科学者の総意の下に、人類の平和のためあまねく世界の学会と提携して、学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期する。

ここに本会議の発足に当たってわれわれの決意を表明する次第である。

筑波の研究所・大学関係9条の会『第20回講演と対話の集い』

(2016年7月30日(土)：13:30~16:30 / 小野川交流センター会議室)

「大学・研究所の軍事研究の実態」 "戦争する国づくりと軍学共同の動き"

第1部 報告 (13:30~15:30) 総合司会 高松邦夫

- | | | |
|---------------------------|-------------------|----------------|
| 1、「誰のための研究か!? | 科学研究の再編と研究者の社会的責任 | 上原 満(研・学9条の会) |
| 2、「大学・研究機関が軍事研究を進めるべきか?」 | ～国研集会アンケート結果から～ | 小滝豊美(学研労協) |
| 3、「軍事研究拒否・Linac94の運動とその後」 | | 稻垣隆雄(KEK 九条の会) |
| 4、「軍事研究」に関わる産総研の現状 | | 碓井雄一(産総研平和の会) |

第2部 全体討論 (15:30~16:30)

背景

安倍政権は、2013年、再登場直後に武器輸出三原則の大幅緩和に踏み出すなど、財界を巻き込んでの「武器で儲ける国」への道を突き進んでいます。安倍政権の暴走は止まることなく続き、昨年度には、憲法違反の「戦争法」の下で、日本の科学・技術研究者を軍事研究に取り込もうとする防衛省による研究委託制度を発足させました。昨年、2015年7月には、大学・研究機関等を対象にした、安全保障技術推進制度と称する、研究委託公募を実施し、日本学術会議現会長の大西氏が学長を務める大学が応募し、採択されるという事態が生じました。このような異常に進展する「軍学共同」の動きについて、多くの人々が危機感を持ち、多くの集会も開催されています。当会もこの問題を深刻に考え、表記の「第20回講演と対話の集い」を開催しました。

ちょうど、開催当日、7月30日の午前中に、防衛省の2016年度研究委託制度に「物質・材料研究機構」(2件)を含む10件が採択されたとのニュースが飛び込みました。2016年7月29日に発表された防衛装備庁の知らせによれば、大学からは北大をはじめ5件、公的研究機関からは3件、民間企業から2件のテーマが選ばれました。応募総数は44件で、内訳はそれぞれ、23、11、10件とのことでした。

この結果は、対話集会の冒頭で報告され、また、つくばの研究機関からの報告を基に議論されました。

『報告概要』

1、誰のための研究か!?

～科学研究の再編と研究者の社会的責任～

上原 満(研・学9条の会)

副題に掲げた "科学者の責任と科学研究の再編" の問題をやや科学史的な視点から、1930年代、核エネルギーを手にすることになった科学者達をとりあげ、時代の経過に従って以下の項目に沿って報告した。

- ▶ "原子核エネルギー解放"に関わった科学者達
- ▶ "1930年代の研究組織再編(CNRSの誕生)" の話
- ▶ 戦後の科学者運動: アインシュタイン～ラッセル宣言とパグウォッシュ会議
- ▶ 日本の平和主義の変遷、学術会議声明、物理学会決議3、等々……
- ▶ 平和主義の陰りと安倍政権の暴走

ここでは、1930年代後期のフランスにおける、科学研究組織再編運動に話を絞り、他の話題は割愛する。

この時期、第1次世界大戦後に若い科学者の間から、基礎科学を支える公の財政的に自立した研究機関を目指す運動が起こった事は、あまり知られていない。

この時代のヨーロッパは、ちょうど大戦後の混乱期もあり、1922年にはファシスト党がイタリアを牛耳り、ドイツでは1933年にヒトラーのナチスが権力の座についている。一方、1930年代のフランスでは社会の変革を求める声が高まり、1936年には政治史上始めて選挙によって、社会主義政党連立による人民戦線(Front Populaire)政府が誕生した。この運動には物理学者で有名なジャン・ペラン(Jean Perrin)等の科学者も参加し、高名なポール・ランジュヴァン(Paul Langevin)も強力な支持を表明している。レオン・ブリュム(Leon Blum)を首相とする政府



幕間に放映した"史上初の無差別爆撃"による
ゲルニカの廃墟と町に再現されたピカソの壁画。